

令和5年5月26日（金）
津島市民病院管理課（吉田、水谷）
電話番号 0567-28-5151（内線2210）

<議案名> 議案31号 津島市民病院事業の設置等に関する条例の一部改正 について

1 改正内容

「津島市民病院事業の設置等に関する条例」の診療科目を改正し、現状の23診療科に「消化器外科」を加えて24診療科とする。

【改正前】

(1) 内科	(2) 消化器内科	(3) 循環器内科	(4) 呼吸器内科
(5) 脳神経内科	(6) 内分泌内科	(7) 腎臓内科	(8) 小児科
(9) 外科	(10) 整形外科	(11) 脳神経外科	(12) 形成外科
(13) 皮膚科	(14) 泌尿器科	(15) 婦人科	(16) 眼科
(17) 耳鼻いんこう科	(18) 放射線科	(19) 麻酔科	(20) 緩和ケア内科
(21) 歯科口腔外科	(22) リハビリテーション科	(23) 病理診断科	

【改正後】

(1) 内科	(2) 消化器内科	(3) 循環器内科	(4) 呼吸器内科
(5) 脳神経内科	(6) 内分泌内科	(7) 腎臓内科	(8) 小児科
(9) 外科	(10) 消化器外科	(11) 整形外科	(12) 脳神経外科
(13) 形成外科	(14) 皮膚科	(15) 泌尿器科	(16) 婦人科
(17) 眼科	(18) 耳鼻いんこう科	(19) 放射線科	(20) 麻酔科
(21) 緩和ケア内科	(22) 歯科口腔外科	(23) リハビリテーション科	
(24) 病理診断科			

2 改正理由

「消化器外科専門医」4名体制に加えて、新たに「肝胆膵高度技能専門医」を採用予定で、外科においてより専門性の高い医療の提供が可能となることから、診療科目に新たに消化器外科を加える。

3 参考事項

- (1) 施行期日 令和5年7月1日

